

アメリカにおける奴隸制度とその変遷 —植民地奴隸法制の形成とその根拠—

The Transition of Slavery in America: The Foundations of Colonial American Slave Law

桝 博行

はじめに

アメリカ社会に長期にわたって存在している問題に、奴隸制から由来する人種差別がある。アメリカにおける奴隸とは、誰かに束縛されている状態にある者を指す¹。それを自己の意思とは無関係に強制労働という状態に置き、動産として当該奴隸の所有を認める社会制度が、奴隸制と理解されている²。奴隸は動産として売買契約上の対象となる点において、内容的に束縛される強制労働の状態となる年季奉公とは一線を画す³。奴隸の状態に置かれていた者たちは、その大多数が西アフリカからの黒人であった。すでに18世紀末に自由主義的内容を多分に含む独立宣言とともに誕生したアメリカにおいて、アメリカ合衆国連邦憲法上で奴隸制の禁止を明言したのは、独立の後ほぼ1世紀近くを経過した1865年のことであった⁴。

それでは、アメリカにおいてどのような過程で、奴隸が上記の概念と位置づけられるに至ったのか。また、奴隸制禁止がアメリカ合衆国連邦憲法上で明文化されるに至るまで、多大な時を費やさざるを得なかったのは何故なのか。換言すれば、上記の意味をもつアメリカ的な奴隸制度が、いかなる法制度上の根拠を得て社会に根付いたのか。また、アメリカの最高規範であるアメリカ合衆国連邦憲法であえて規制しなければならない程、奴隸制が根付いていたのは何故なのであろうか⁵。これらの疑問が発生する前

提として、アメリカ合衆国という国家が成立する以前に、その将来を決定づける何かが存在し、それは制度的に見て複雑なものであったのではないかという推定が可能となる。

そこで本稿では、以上の疑問を解決する手がかりとして、法的視点から北アメリカイギリス領植民地（以降、単に植民地またはイギリス領植民地とする）の奴隸制度の形成を追い、植民地における奴隸法制度の構造とその根拠となつたものを考察しようと試みる。はじめに、植民地時代における奴隸制の法制度形成過程を概観するとともに、当該法制度における奴隸の位置づけの分析を試みる。次に、植民地奴隸法の根拠についての考察を、その本国法であるイギリス法の根幹を成すコモンローとの関わりを中心として行う。植民地における奴隸法制度の構造と奴隸制撤廃への法的対応に多大な時間を要したその理由の分析を、まず植民地時代に形成された法制度の根拠を考察することから着手する。

— ヴァージニア植民地への黒人の到着とキリスト教

1607年にヴァージニアにあるジェームズタウンで植民地が開かれ、ヴァージニア植民地はタバコの栽培を中心にして経済的成功をおさめていった⁶。タバコの栽培には労働力が必要なため、はじめはイギリス本国から追放された囚人や浮浪者が中心に送り込まれてきたが、タバコプランテーション⁷が拡大するにつれて、本国か

らの労働者が増加した⁸。イギリス本国から来るのは、渡航費や生活費を持たない無賃渡航移住者 (redemptioner) たちであり、彼らは渡航費に該当するだけの労働を一定の期間提供した。この契約は船主との間で締結されたが、新大陸のプローカーたちによって市場で売買される性格も有していた。契約期間は5年または7年の年限であり、彼らは年季契約の労働者として労働に従事した。また、黒人とアメリカインディアンは、無賃渡航契約ではない年季契約者か、年季契約をしない奉公人として労働に従事した⁹。年季契約が満了すると、年季契約者たちは、例えばメリーランドでは1663年までは、雇主から衣服、防止、斧、鍬、トウモロコシ（3樽）、50エーカーの土地を契約満了に伴う報酬 (freedom dues) として得た上で自営農民として独立した¹⁰。この報酬は年季契約の有無に関係なく奉公人に支払われており¹¹、雇用主は報酬の支払いが負担となるとともに、年季奉公人の独立とともに継続的な労働力の確保が困難となった。したがって、労働力確保という目的のために、生涯労働力となり、また満期に伴う報酬を支払わなくてすむ奴隸に対する需要が増加したのである。

奴隸の対象は、人種的には黒人が中心となつた。何故なら、黒人奴隸は維持費の点から白人使用人より安く、終身使役できるだけに安定的でありかつ逃亡の可能性が少なかったからである。購入にはある程度の金額を要したが、結局黒人奴隸の方が、終身使役という点から安価で安定的であったからである¹²。アメリカインディアンは種族社会を既に構成しており、彼らを奴隸とすれば種族の反抗がみられ、また人口密度も少なくその社会では農耕も発達していなかつたので、彼らの奴隸化は困難だった¹³。ヴァージニア植民地では、1619年に初めてオランダのフリゲート艦がジェームズタウンに20人のアフリカ生まれの黒人を連れてきて以来、黒人は年季奉公人であったが、年季が満了しても奉公人にとどめることができることが慣習化し、労働力供給制度が年季制から終身制へ移行していったのであった¹⁴。

奴隸を規定する法制度が成立する以前の17世

紀初頭の植民地では、キリスト教徒であるかどうかが、人の処遇を決定した。アフリカから連れてこられた黒人は、肌の黒さからではなく、異教徒であるが故に、危険でかつ不正であると考えられていた¹⁵。

1624年にヴァージニア植民地裁判所は、ジョン・フィリップ (John Philip) という名の黒人を証人として、白人が関係する事件で証言させている¹⁶。白人が関係する事件での黒人の証言は、その後は禁止されることになるが、この事件では証言が認められたのであった。彼は植民地に来る前にイングランドで洗礼を受け、キリスト教徒となって12年経過しており、キリスト教徒という要素が証言を許される理由となつたのである¹⁷。

ヴァージニア植民地では、キリスト教徒であるということは、女性の奴隸に産ませた自分の子を自由にする方策でもあった¹⁸。例え、ジョン・グラウイール (John Graweere) の事例がある。彼は、ウィリアム・エヴァンズ (William Evans) の黒人奉公人であったが、主人のエヴァンズは、彼が暇なときに豚を飼うことを認め、そこからの利益をエヴァンズと折半することにしていた。グラウイールはその利益で、ロバート・シェパード (Robert Sheppard) の所有する女性奴隸に産ませた自分の息子を買い取りたいと望んだ。当時は奴隸の母親から出生した子供は、母親の所有者の所有に帰するものであった。そこでグラウイールは、息子の奴隸化を阻止するために、彼の主人であるエヴァンズの許可を得て、豚の飼育で得た金で女性奴隸の所有者であるシェパードから息子を購入したのであった。奉公人が奴隸の子供を所有するには、裁判所の許可が必要だったので、グラウイールはヴァージニア植民地裁判所に、自分の息子を買い取るとともに彼をイングランド教会で学習と礼拝をさせ、キリスト教徒として育てるとの許可を求めた。裁判所はグラウイールの申立てを認め、彼の息子を彼の下で、キリスト教の信仰生活の中で育てることを命じたのである¹⁹。

その後ヴァージニア植民地ではタバコ生産の飛躍的な伸張が見られ、著しいプランテーショ

ン労働力の不足に陥り、それに伴って飛躍的に黒人奴隸の数が増加した²⁰。1649年のヴァージニアの黒人奴隸は人口の2%である約200人、1670年にも人口の5%にあたる約2,000人にすぎなかつたが、1700年には28%強にあたる約20,000人、1715年には24%にあたる約23,000人、1754年には40%にあたる約116,000人、そして1770年には42%にあたる約187,000人と激増している²¹。

二 植民地における奴隸法制化

それでは、タバコ生産の増加に伴う労働力の需要拡大という現象の下で、黒人奴隸が洗礼を受けてキリスト教徒になれば奴隸の身分を脱することを許容する制度は、継続しつづけたのであろうか。人種よりも宗教に奴隸としての地位を決定する要件を求めたヴァージニア植民地初期の考えは、以下に見るように、奴隸制を法制化するにつれて消滅していった。ヴァージニア植民地とは対照的に、メリーランド植民地は1638年法で、奴隸を除くキリスト教徒はイギリス本国人と同じ権利を有すると規定した²²。奴隸制導入当初からキリスト教徒という地位が奴隸身分からの解放の要件とはせず、キリスト教と奴隸身分を相互に独立した別個のものとして扱つたのである。さらに、サウスキャロライナ植民地においても、すべてのサウスキャロライナの自由人は、黒人奴隸が如何なる教育と宗教を持つとも、彼らに対して絶対的な権限を持つと規定する1669年法が制定され²³、宗教と奴隸身分の分離が行われている。ところで、タバコプランテーションの発展に伴う労働力不足に直面したヴァージニア植民地での、キリスト教と奴隸身分の分離を含めた、奴隸法制化へ向けての流れは、概ね次のように進行した。

まず1642年には、植民地における役割が異なるとしてイギリスから来た女性とアフリカから来た女性の間に法的な区別を認める法²⁴が、さらに1655年にはアメリカインディアンと黒人を法的に区分する法²⁵が成立し、黒人を他人種と区分して位置づける法制化が開始された。このヴァージニア植民地では、黒人奴隸の身分制度

が確立していくのは、とりわけ1660年から70年にかけてであった。まず1660年には、イギリス人年季奉公人が黒人と逃亡することを禁じ、共に逃亡した黒人が奴隸の場合には、イギリス人年季奉公人が黒人の逃亡した期間働くことを義務付けた法が成立した²⁶。翌年の1661年には、イギリス人年季奉公人が黒人奴隸と逃亡し、奴隸が死亡するもしくは拘束されなかった場合には、罰金又は追加期間働くことを命じた法²⁷と、年季奉公人と奴隸との間の取引を禁じた法²⁸がそれぞれ制定された。1662年には、奴隸の母から生まれた子は、父の法的地位にかかわらず、出生時において奴隸とする法²⁹が制定され、奴隸に関しては母系主義が採用されることとなった。1663年には、奴隸が許可なく移動することを禁ずる法³⁰が成立し、奴隸のプランテーションへの固定化がなされ、さらに1667年法では、ヴァージニア植民地で生まれた奴隸はキリスト教の洗礼を受けたとしても自由になれない旨が規定され³¹、キリスト教と奴隸制の完全分離がなされた。翌年の1668年法では、奴隸ではない自由黒人女性の納税義務が規定され³²、自由黒人女性が農場労働で植民地に貢献することと、イギリス人女性との扱いが異なる旨が示された。

1670年頃から1700年にかけて、奴隸の逃亡と反乱を防止する目的の法制度が進行した。まず1669年法は、奴隸所有者に奴隸に体罰を加えることを認め、さらに奴隸が抵抗をして過度の体罰が加えられ死に至ったとしても奴隸所有者は刑事上免責されることが規定された³³。この奴隸に対する身体的抑圧は一層強化され、1672年法は奴隸の暴動を防止する目的で、逃亡奴隸が逮捕されることに抵抗した場合には、傷つけることや殺すことを合法とした³⁴。また、1680年には、奴隸を含めいかなる黒人も、火器や剣などの武器の所有を禁じた法が制定されるに至っている³⁵。1682年には、奴隸の反乱を防止する目的で、奴隸所有者が命じない限り、4時間以上プランテーション内で奴隸が集合することを禁ずる法³⁶が成立し、1691年法では奴隸を解放した所有者は6ヶ月以内にヴァージニア植民地外に出さなければならぬ旨を定め³⁷、初めて奴隸解放にか

かる規制を行った。1705年には、後に動産として改正されることになるが、奴隸を不動産として位置づける法³⁸が制定され、奴隸の人格を完全に消滅させる結果をもたらした。

以上の奴隸法制度化の流れから、社会的差別と人種意識が反映され、自由黒人であっても植民地の制定法で人種的に黒人は奴隸として法的位置づけられ³⁹、奴隸法（Slave Code）が徐々に形成されてきたことが理解できる。ヴァージニア植民地ではその後、1723年、1748年と奴隸に関する法整備が継続し⁴⁰、奴隸規制を強化する傾向にあり、また他の植民地においても奴隸法の整備が進んでいった⁴¹。

ヴァージニア植民地をはじめとする各々の植民地で出された奴隸法には、いくつかの特徴があった。まず第1に、奴隸を年期で限定した強制労働（servitude）やその他の拘束される身分と区別して、終身の状態として定義した。第2に、奴隸の身分は奴隸の母から受け継がれるものとされた⁴²。そして第3に、奴隸法で規制される対象は、ある一定の人種に限定されたのである。すなわち、売買された黒人、黒人と白人の混血児、アメリカインディアン、アメリカインディアンの混血児に限定された。人身の自由を求める訴訟では、自由身分の女性から出生したことを証明する挙証責任は黒人たちの側にあり、これが証明されない限り奴隸であるとみなされた⁴³。また、キリスト教徒であることが奴隸から解放しない旨も規定されていた。というのは、植民地のプランターの間で広範に広がった危惧に、洗礼を受けさせることが奴隸の自由化を助長するのではないかというものがあり、これに対応するため奴隸所有者に当該行為を禁ずる規定が必要となった経緯があったからである⁴⁴。最後の特徴は、奴隸を人ではなく物として法的位置づけたことである。特に南部では、奴隸は遺言や差押えの対象であり、さらには課税対象ともなっている⁴⁵。例えばサウスカロライナの1696年法では、イギリス本国の中世で農奴が領主にではなく莊園に隸属したように、奴隸は特定の不動産に従属する動産と不動産の複合体として位置づけられた。またヴァージニアでは

1705年法で奴隸を不動産としたものの、1727年法では遺産分割における奴隸の強制売却を止めるために、不動産に付帯する動産として法概念を変容させていったのである⁴⁶。南部の植民地では18世紀の中頃までに、奴隸の法概念は動産としてみなされるようになっており⁴⁷、奴隸を動産として扱うことはある程度共通した植民地での奴隸の法概念といえるものであった。

ところで、ヴァージニア植民地奴隸法では黒人以外の有色人種の扱いはいかなるものであったのか。同法ではアメリカインディアンの記述が見える。ヴァージニアの1655年法は、アメリカインディアンの子供が質として持ち込まれた場合には、子供を成長させるにふさわしいキリスト教の信仰、市民として生きること、そして生活に必要な手に職をつけるための知識を与える受入者を、両親が選択できることになっていた⁴⁸。また1661年法では、アメリカインディアンの奴隸はイギリス人の奴隸と同じ労働期間でなければならないと規定されていた⁴⁹。

さらに1670年法では、自由黒人とアメリカインディアンはキリスト教徒を奴隸として購入することを禁じる⁵⁰とともに、アフリカから輸入された黒人を終身労働の状態に置く目的でアメリカインディアンと黒人は相違している旨の立法⁵¹が行われた。1676年には、ヴァージニア植民地との間の抗争で捕虜となったアメリカインディアンを奴隸とする法⁵²制定がなされた。これは戦争捕虜の奴隸化であり、黒人に対して見られるような生来的な奴隸としての位置づけではなかった。ヴァージニア植民地では、初期の段階においては、アメリカインディアンをただちに奴隸と法的に位置づけるのではなく、黒人との対照の中で差別的な地位に置いたわけである。しかし、1691年にヴァージニア植民地はアメリカインディアンと白人の婚姻を禁止する法を制定した⁵³。この法は、白人と黒人および黒人との混血の婚姻をも禁止しており、これの成立により、黒人とアメリカインディアンとの間の法的扱いが本質的に同一のものとなった。

ところで、特にサウスカロライナではアメリカインディアン奴隸の数が多く見られて

る。1708年の調査によると、サウスキャロライナ植民地の人口比は、3,960人の自由身分の白人、120人の白人年季奉公人、4,100人の黒人奴隸、1,400人のアメリカインディアン奴隸がいたとされている⁵⁴。黒人と比較すれば、アメリカインディアンは少数であるとはいえ、現実に奴隸であった者が存在したことを示しており、アメリカにおける奴隸制度が黒人のみを対象としたものではなかったことが理解できる。

ヴァージニア植民地と同様に、他の植民地においても奴隸法の制定が進んだ。各植民地でその速度は異なるが、キャロライナ地域は大々的に奴隸制の整備が進行したが、メリーランド植民地ではゆっくりと発展していった⁵⁵。プランテーションとむすびつかなかったアメリカ北部の植民地では、奴隸制は発達しなかった。自然条件に比較的恵まれない北部は、奴隸労働による収益は乏しく、黒人奴隸は家内奴隸か作男かに使われたにすぎず、南部がプランテーション植民地であったのに対して、居住植民地であった⁵⁶。このように、各植民地の産業構造的事情に応じて奴隸制の法整備化は異なっていた。

三 植民地における奴隸法制化の意図

既に見たように、ヴァージニア植民地の1672年法、1680年法、そして1682年法に現れているように、植民地時代の奴隸法の成立意図には、主として黒人暴動のような社会不安の防止があった。1723年のボストンでは、黒人による放火の恐怖から、火事の現場で捕らえられた黒人は全て処罰の対象とする条例が定められた。1718年にロードアイランドのサウスキングストンでは、自由黒人の家で奴隸が見つかった場合には、奴隸のみならずその家の自由黒人も鞭打ちの刑に処せられることが条例の中に定められた⁵⁷。このようなニューイングランドの例と比べると、南部の奴隸法はさらに過酷であった。例えばノースカロライナの1715年法では、白人が奴隸と直接売買することや、黒人と白人との間の婚姻が禁止された。さらに、奴隸が礼拝を目的として家を建てる 것을禁止し、違反した場合

には奴隸所有者は罰金に処せられる旨も規定されていた⁵⁸。植民地初期のマサチューセッツでは、家事奴隸を家族という単位の構成員ととらえ、家庭による支配をうけると考えられており⁵⁹、その意味ではヴァージニアと比べて黒人を物として扱う傾向は少なかったかもしれない。ニューイングランドの奴隸法は南部よりも穏やかとはいえるようだが、1705年以降のニューヨークでは、奴隸がアルバニーから単独で40マイル移動していれば死刑となっており⁶⁰、奴隸の扱いにおいては過酷を極めたことは疑うべくもない。

植民地における奴隸法は、奴隸制の運営を目的として制定され、その中心には奴隸と自由人との分離と奴隸をどの様に拘束するかがあり、奴隸の反乱から白人の安全を確保する警察目的をもった法であった。そして、白人への安全の確保という点に関する各植民地の捉え方の違いが、自ずとその後のそれぞれの植民地奴隸法の内容に変化を生じせしめることになる。

独立革命に至ると、ニューイングランドと南部の植民地の間で、奴隸の法的扱いについて大きな差が発生することになる。マサチューセッツは1780年の新しい州憲法の中に、ヴァージニアの権利章典と独立宣言から引用した「全ての人間は生まれながらにして自由で平等であり、一定の自然かつ本質的で、譲渡不能な権利を有する。」⁶¹という人権宣言の一節を規定し、普遍的な人権の存在を認めていた。この黒人を始めとする有色人種の自由平等を含んだ州憲法で、法制度上の奴隸制廃止が宣言されたのであった。また、1781年から83年にかけて判決された、3つの一連のThe Quock Walker Trialsと呼ばれる事件で、州裁判所が州憲法の解釈を行い、マサチューセッツ州における奴隸制の司法上の廃止が確認されたのである。

この事件は1781年に、当時28歳であったウォーカー (Walker) が、所有者であった農夫のナサニエル・ジェニソン (Jennison) のもとから逃亡したことから発生した。ジェニソンは、近所に住むジョン・コールドウェル (Caldwell) がウォーカーに隠れ場所と仕事を提供し、また彼の逃亡をそそのかしたという理由で、コール

ドウェルを相手どって1,000ポンドの損害賠償を請求する訴えを提起した⁶²。これが第1の事件ともいえるJennison v. Caldwellである。ウォーカーがジェニソンに対し、逃亡の10日後に彼を探しに来たジェニソンから強迫と暴行（assault and battery）を受けたという理由で損害賠償請求の訴えを起こしたのが⁶³、第2の事件であるWalker v. Jennisonであった。

両訴ともウスター郡裁判所（Worcester County Court for Common Pleas）に係属した。Jennison v. Caldwellでは、ジェニソンが勝訴し損害賠償として25ポンドを得た⁶⁴。Walker v. Jennisonでは、ウォーカー代理人のリンカーン（Lincoln）が道徳的に奴隸制は許されるものではない旨の主張を行ったが、裁判所はウォーカーを奴隸ではないと認定し、さらに50ポンドの損害賠償を認めた⁶⁵。どちらの事件も上訴されたが、マサチューセッツ州上訴裁判所（Massachusetts Supreme Judicial Court）は1781年に、Walker v. Jennison事件について、ジェニソンの代理人が原審記録を上訴審裁判所に提出しなかったという理由で、ジェニソン敗訴の判決を下した⁶⁶。Jennison v. Caldwell事件の上訴審では、ウォーカー代理人のリンカーンが奴隸制は神の法（the law of God）とマサチューセッツ州憲法の人権宣言条項に反するものであると主張し、原審判決と同じくウォーカーは自由黒人であると判断されたのであった⁶⁷。

この事件の第3番目の裁判は、ジェニソンの脅迫と暴行（assault and battery）の行為についての刑事事件であり、1783年に彼は有罪と認められ40シリングの罰金が課される評決が出された。この評決の前に行われた陪審に対する説示の中で、カッシング首席裁判官（Chief Justice William Cushing）は、キリスト教徒がアフリカ人たちに永続的な強制労働を行わせ続け、そして彼らを売買し、馬や牛と同じように扱う行為への批判を行い、奴隸制が州憲法と相容れないと判断したのであった⁶⁸。

The Quock Walker Trialsは、各植民地奴隸法の奴隸に対する処置の過酷さの相違、すなわちその根底に存在する奴隸の反乱に対する恐怖心の

違いが、イギリスからの独立直後に加速的に州の方向性を決定したことを示す例といえる。またこの事件が示すものは、自明のことながらアメリカは各々の植民地が独自の発展を遂げ、独立後に州となったとしても植民地時代の法制度が州の政策の方向性に深く影響を与えていたということである。独立直後の旧南部植民地各州では、まず1793年にジョージア州が西インド諸島からの奴隸の輸入を禁止し、奴隸ではない自由黒人が州内に入る場合には善行を行っているとの証拠を提示することを求めた⁶⁹。1795年にノースキャロライナ州では西インド諸島からの移民が15歳以上の奴隸または有色人種を持ち込むことを禁止され⁷⁰、サウスキャロライナ州では1794年に国外からの奴隸と自由黒人の入国が禁止された⁷¹。これらの奴隸移入禁止に関する立法は、ハイチにおける奴隸革命への対応策として奴隸と有色人種の移入を禁じたものである。南部諸州の奴隸反乱に対する極めて厳格に臨む姿勢が見て取れ、上記のニューイングランドのマサチューセッツ州とは違う動きと、植民地が各々独自に培ってきた法基盤による影響が色濃く残っているのが理解できる。

四 植民地奴隸法制の根拠の不在

以上概観してきたように、奴隸制は植民地において慣習化し、そして個別に植民地法上の根拠を与えられてきた。これらの植民地法の法的特徴は、奴隸の地位を規制的に維持する目的を持つものであり、動産の類型の中に奴隸を含むものであるものの、決してその類型を扱う財産法にある典型的性質を有するものではなかった。奴隸のこの特殊な法的位置づけは、如何なる根拠を基に行われたのであろうか。奴隸法制度は植民地時代に形成されており、その法制度の根拠に本国法であるイギリス法のどこに求めることができるのであろうか。

イギリス本国では、中世の莊園に見られた農奴制があり、これは実際上廃止されていたが、コモンロー上ではその概念は存続していた⁷²。しかし、奴隸制自体が農奴制の継続であるとは理

解されてはいなかった⁷³。農奴制と奴隸制が異なるとすることは奴隸制を支持する者たちの見解でもあった。後年の判決で、奴隸制を支持するノースキャロライナ州裁判所の裁判官が、コモンローの保護範囲内にある農奴と奴隸は別個のものであり、アメリカにおける奴隸は卑しむべきもので憲法の主体とはならない⁷⁴、と述べていることからも明らかであった。コモンローは、領主が持つ農奴の殺害や傷害を負わせる権利を制限し、農奴が家族を作りそれを維持する権利とともに信仰の権利を持つことを認めていた⁷⁵。イギリスにおけるコモンロー上の実際から考慮すると、農奴制と植民地における奴隸制は別個のものであったと考えられる。尚、アメリカで形成されたコモンローの下で奴隸が保護されるかどうかが、アメリカにおいて上訴審で判断されるに至るのは独立後の18世紀末のことであった⁷⁶。

奴隸を動産として位置づける植民地法は、財産法に新しい動産概念を加えることになる。しかし、当時のイギリスにおいては、人が動産と位置づけられることはなかった⁷⁷。コモンローは、黒人を他の人種と異なる取り扱いをしておらず、いかなる者も他者の動産となることはない旨を示していた⁷⁸。さらに英國議会も、17世紀から18世紀にかけて奴隸に関する法律を何ら制定した形跡はない⁷⁹。

黒人および動産という文言がコモンローの中に現れているということは、コモンローが奴隸制と関連性のないものであれ、奴隸もしくは奴隸制自体が当時のイギリス本国で認識されていたという証拠となる。ただし、これはあくまで奴隸制度が存在していることへの認識のみであり、イギリス本国の黒人のコモンロー上の法的地位は全く不明確な状態であった⁸⁰。

ところで、当時のイギリス本国の枢密院は、1664年に黒人を植民地の最も有用なプランテーションの為の道具であり永続的な使用人であると述べている⁸¹。また枢密院は、1677年に奴隸貿易がイギリス船籍の船とイギリス人乗組員によって行われるため、航海法（Navigation Acts）における奴隸は商品とみなす決定を行っている

⁸²。この決定は黒人を商品とするものの、その数量の確認や関税を課すことがなかったため、当該決定による法的利益の発生がなく⁸³、法制度上意味をなさないものであった。

それでは、コモンローを中心に構成されるイギリス本国法が、自国の植民地であるアメリカ植民地で実施されている奴隸制に対し、ある種無関心でいられた理由は何か。コモンロー裁判所は、莊園領主やギルド・町・大学といった部分社会が従来有していた特権の無効化を、訴訟を通じて継続的に行なっていた⁸⁴。というのは、コモンローは地域が限定された法域、もしくは部分社会の持つ排他的専属管轄権を認めない方向に進行しつつあったからである⁸⁵。17世紀のイギリス人の植民は、王権の下ではなく、王からの勅任特許状（royal charter）で設立された、貴族企業家たちが独占する会社により行われていた⁸⁶。特許状にはコモンローとエクイティの遵守が記載されているものの権利は不明確で、植民者たちはイギリス本国人と完全に同等なコモンロー上の地位を求めていた⁸⁷。植民地における本国法遵守とは裏腹にコモンローの完全な権利すら保障されていなかったのである。イギリス本国のコモンローが植民地における奴隸制を限定地域の管轄内における慣習と位置づけ、ギルド・町・大学と異なり植民地に何ら奴隸制にかかる特権が存在していなかったならば、植民地の奴隸制実行に介入することもなく、また無関心でいられた理由の説明になろう。

かように考えれば、慣習に奴隸制の根拠を求めるることはできないであろうか。法として成立可能な形式は、商慣習と國際慣習に求められる。1677年の段階で枢密院は黒人が商品となる旨を述べているが、まさに当時のイギリス本国では黒人が売買の対象となっており、公的に追認したことが推定できる。17世紀初頭のイギリス本国には、法的地位は不明であったものの黒人がおり、さらに植民地における黒人奴隸の数が増加していたことが一般的に認識されていたことが確認されている⁸⁸。具体的には、本国の清教徒の指導者たちがプロビデンス植民地に黒人奴隸を送り、植民地の清教徒たちが本国にさら

なる奴隸の増加を要求し⁸⁹、また、イギリスやアイルランドの貧困層が奴隸の様に働くことを拒否し、黒人を植民地に送るように抗議行動を起こしている例がある⁹⁰。したがって、商慣習を構成するだけの奴隸の移動及び売買事例が一般に認識されたということから、慣習の存在はある程度は認められるのである。

コモンローが限定された地域のみに適用される法の存在を否定する傾向にあったことは既に見たが、16世紀から17世紀にかけてコモンローが商法や国際取引の分野に適用範囲を広げつつあった。16世紀後半からは、コモンローの引受訴訟 (assumpsit) の手続で商取引上の問題が処理されるようになっていった⁹¹。

植民地における奴隸制は、西インド諸島のバルバドスから移住したプランターによって、サウスキヤロライナ地域に移植された経緯からも理解できるように、植民地における経済活動は大西洋を媒介としたヨーロッパおよび西アフリカへの広がりを見せていました⁹²。後年になって、西インド諸島サントドミニクでの奴隸革命によってハイチが建国されることにより、奴隸法を定める各州は、フランス人が奴隸とともに州内に入ることを禁止し、さらに反乱が起こされるのを憂慮したフランス領植民地から追放された自由黒人が州内に入ることを拒絶している⁹³。これらはまさに、西インド諸島との経済活動が密であったことをよく示している。かような商取引の活動範囲の拡大にもかかわらず、コモンローは明らかに奴隸制を説明するに足るものを見ることはなかった。奴隸が商取引を媒介に売買されていた慣習の存在にもかかわらず、コモンロー自体が奴隸制の法的根拠を与えていないために、商慣習を法化し奴隸制の根拠とすることはできないのである⁹⁴。

当時の北アメリカはイギリスのみならず、スペイン、フランス、オランダにより植民が行われており、植民地時代のアメリカ史はヨーロッパ国際政治史の北米大陸版という性格をもっていた⁹⁵。イギリスを除く国家は、ローマ法の影響を受ける大陸法圏に属するもので、これらの国家の植民地における奴隸制はこの法体系に根拠

を置いていた⁹⁶。奴隸と自由人の混血の子の法的地位を母系によって決定するルールは、ローマ法特有のものであり、コモンローは父系主義を採用していた。前述した1662年のヴァージニア植民地法は母系主義を初めて採用し、母親が奴隸の場合にはその子も奴隸とされた。西インド諸島との経済的交流によりスペイン法の、そして現在のニューヨーク市、ルイジアナ州をそれぞれ法域としたオランダ法とフランス法の存在についての認識は、当時のイギリス植民地において存在したはずである。しかし、イギリス植民地がイギリス本国法以外の他国植民地法を導入した形跡は存在せず、体系的な奴隸法ではなく各々の限定された地域の多数の判例や制定法の形式で移入している⁹⁷。ローマ法が、法体系の異なるイギリス本国法の支配下にあるイギリス領の植民地に、直接影響を与えたとは考え難いのである⁹⁸。まさに、植民地における奴隸法制は、実際に奴隸の輸入と使用の経験を積み重ねる実践と慣習から始まり、当時のイギリス本国の国政の中心であった枢密院の政策に沿いながら、それに対して実定法上の根拠を与えるために、植民地において独自に制定法化したといえよう。

おわりに

植民地が成立した初期の段階では、植民地の法によれば、黒人は人種的相違ではなく、キリスト教以外の異教徒が故に法的保護の対象外とされていた。植民地においては、時代の経過とともに奴隸に関する法制度が整備され、徐々に同一の信仰による同一の権利という図式が、人種による区別の図式へと法的変遷を辿っていった。ヴァージニア植民地を例にとると、人種による法的区別が整備されると、それが自明のこととして更なる先鋭化した区別へと向かい、奴隸を所有権設定の対象として位置づける法整備が進行した。

各植民地の奴隸法の意図は、奴隸を管理しそれから収益をあげつつ、その反乱を防止する禁止側面のみの警察的意味を持つものであった。

それは奴隸を動産として位置づけて売買の対象とするものの、奴隸身分の固定化と禁止措置の強化という目的の一環としたものであり、商取引および財産法的意味を有さないものであった。コモンローが奴隸の法的地位を決定しなかったという点において、植民地における奴隸法制はイギリス本国法の法体系による根拠づけが行われていなかった。イギリス本国政府は、枢密院の決定でも明らかに、国内法で関知しなかった奴隸制を、植民地に対しては阻止することなく逆に奨励していた。この意味で、植民地はイギリス領であってもイギリス本国法の影響を受けるものではなかったといえる⁹⁹。イギリス枢密院の植民地に対する積極的な奴隸政策は、植民地において受容され、ついには各植民地での奴隸法の制定によって正当化が図られることになった。

植民地時代では、奴隸を巡る問題についてはコモンローによる正当化はなされていない。後年のメリーランド州裁判所判決の中で、本国の政策がコモンローとしてアメリカに受け入れられたとあるが¹⁰⁰、これはあくまでも、イギリス本国のコモンローが継承されアメリカにおいて根付いたのではなく、当時のイギリス本国の政策と植民地運営の実際との利害が一致したにすぎないのである。この意味で、奴隸法という側面については、アメリカ植民地社会において独自にコモンローが形成されたと表現できよう¹⁰¹。奴隸法制はあくまでも植民地社会の独自性の一環であった。母法がありそれを承継した法体系の接木でないがゆえに、法的観点からもアメリカ社会に独自に深く浸透して根付き、そのため制度改正が極めて困難となったといえよう。

1 See, e.g., Hodges v. U.S., 203 U.S. 1, 17 (1906).

2 See, e.g., Plessy v. Ferguson, 163 U.S. 537, 542 (1896).

3 See, e.g., Hodges, *supra* note 1, at 17. 奴隸であるslaveに対して、苦役を表すservitudeは、主人に対し自発的または強制的な服従を指すものとされている。尚、各植民地法における奴隸の動産としての扱いについては、See, e.g., William Goodell, AMERICAN SLAVE CODE IN THEORY AND PRACTICE; ITS DISTINCTIVE FEATURES SHOWN BY ITS STATUTES, JUDICIAL DECISIONS & ILLUSTRATIONS, 23-25 (1853) (PDF Printed Hein Online).

- 4 アメリカ合衆国連邦憲法修正13条は南北戦争後に制定され、第1項において「奴隸もしくはその意思に反する苦役は、当事者が適法に有罪判決を受けた犯罪に対する処罰の場合を除いて、合衆国またはその権限が及ぶいかなる場所においても存在してはならない」と規定し奴隸制を禁止する (U.S. Const. Amend. 13)。
- 5 連邦憲法修正13条が成立の後の1930年代においてですら、ミシシッピ州最高裁判所では、黒人被告に3日間にわたる鞭打ちの拷問で自白を得た行為が問題とはされなかった事例 (Brown v. Mississippi, 297 U.S. 278 (1936).)などがあり、南部諸州の州裁判所においては、黒人に対して人種偏見ともいるべき判決が出されていた。例えば、1920年代の殺人罪で裁かれた黒人被告に、法廷外の白人による集団示威行動が影響して死刑判決が出された事例がある (Moore v. Dempsey, 261 U.S. 86 (1923).)。
- 6 See, e.g., Harold G. Wren, *Law and Politics in Colonial Virginia*, 12-Fall Experience 37, 38 (2001).
- 7 プランテーション(plantation)という語は、はじめは一般的に植民地を指すコロニー(colony)と厳密に区別されず、漠然と植民地の意味であったが、タバコ栽培が企業として発展しはじめると、家族労働に依存する自営農場と区別して、大規模に商品農作物を栽培する栽植企業の意味に限定されてきた。菊池謙一「アメリカの黒人奴隸制度と南北戦争」6頁(1954)参照。
- 8 猿谷要「歴史物語アフリカ系アメリカ人」24-25頁。
- 9 Lawrence M. Friedman, *HISTORY OF AMERICAN LAW*, 82 (1985).
- 10 後になってそれは減額されて、衣服、食料、いくばくかの金銭に減らされている。id. at 83.
- 11 Id.
- 12 前掲菊池10 - 11頁。
- 13 前掲菊池7頁。
- 14 Benjamin Quarles著、明石紀雄・岩本裕子・落合明子訳「アメリカ黒人の歴史」37-38頁(1994)。
- 15 Paul Finkelman, *The Crime of Color*, 67 Tul. L. Rev. 2063, 2072 (1993).
- 16 Id.
- 17 Id. 尚、この考えは、後に奴隸が存在しない場所においても存続した。例えば、*Respublica v. Mulatto Bob*, 4 U.S. (4 Dall) 145 (1795).で、ペンシルバニア州裁判所が、奴隸が証言できない理由として、奴隸が信仰する宗教の知識がないことを挙げていることに見られる。(id. at 145 n.1).
- 18 Finkelman, *supra* note 15, at 2073.
- 19 Id. at 2073-74.

- 20 小山起功「黒人史講義」186頁(2005)。
- 21 例えば、前掲菊池10頁。
- 22 Jonathan L. Alpert, *The Origin of Slavery in the United States - The Maryland Precedent*, 14 Am. J. L. Hist. 189-90 (1970).
- 23 Jonathan A. Bush, *Free to Enslave: The Foundations of Colonial American Slave Law*, 5 Yale J. L. & Human., 417, 421 (1993).
- 24 Hening, ed., *Statutes at Large*, vol. 1 at 242.
- 25 *Id.* at 361.
- 26 Hening, ed., *Statutes at Large*, vol.2 at 26.
- 27 *Id.* at 116-17.
- 28 *Id.* at 118-19.
- 29 *Id.* at 170.
- 30 *Id.* at 195.
- 31 *Id.* at 260.
- 32 *Id.* at 267.
- 33 *Id.* at 270
- 34 *Id.* at 299-300.
- 35 *Id.* at 481-82.
- 36 *Id.* at 492-93.
- 37 Hening, ed., *Statutes at Large*, vol.3 at 86-88.
- 38 *Id.* at 333-35. 尚、ほとんどの植民地が採用する、奴隸を動産とする法改正が行われるようになった。
see, Goodell, *supra* note 3 , at 24-25.
- 39 Winthrop D. Jordan, *WHITE OVER BLACK: AMERICAN ATTITUDES TOWARD THE NEGRO* 1550-1812, 91-98 (1968).
- 40 植民地で奴隸制が合法化されたのは、マサチューセッツの1641年をはじめとして1749年のジョージアまで続いている。前掲猿谷29頁。尚、ジョージアでは1732年の植民地設立の際に奴隸制を排除しようとする動きが存在したが、植民者によってこの動きは封じ込まれ、サウスキャロライナで1740年に成立した奴隸法を採用し、これを奴隸に関わる基本法としている。William M. Wiecek, *The Statutory Law and Race in the Thirteen Mainland Colonies of British America*, 34 William & Mary Q. 258, 260-61 (1977).
- 41 *Id.* at 262 n.2 .
- 42 *Id.* at 262-63.
- 43 *Id.* at 263.
- 44 *Id.* at 264.
- 45 Friedman, *supra* note 9, at 86.
- 46 *Id.*
- 47 Wiecek, *supra* note 40, at 264.
- 48 Hening, ed., *Statutes at Large*, vol.1 at 396.
- 49 Hening, ed., *Statutes at Large*, vol.2 at 143.
- 50 *Id.* at 280-81.
- 51 *Id.* at 283.
- 52 *Id.* at 346.
- 53 Hening, ed., *Statutes at Large*, vol.3 at 87. 黒人とアメリカインディアンを一つの人種として扱う法が、1982年に成立していた (Hening, ed., *Statutes at Large*, vol.2 at 491-91.) 。1691年法は異なる人種にも関わらず、人種の差別的取扱いを黒人とアメリカインディアンの間で明確に同一化する効果を発生させた。
- 54 Thomas D. Morris, *SOUTHERN SLAVERY AND THE LAW 1619-1860*, 20 (1996). それぞれの植民地におけるアメリカインディアンの法的扱いは、本質的には黒人と同様であるが、詳細については異なっている。これについての詳細は、see, Almon W. Lauber, *INDIAN SLAVERY IN COLONIAL TIMES WITHIN THE PRESENT LIMITS OF THE UNITED STATES*, 250-282 (1913) .
- 55 Paul Johnson著、別宮貞徳訳「アメリカ人の歴史 I」120-122頁(2001年)。
- 56 前掲菊池19-20頁。
- 57 Friedman, *supra* note 9, at 88 - 89.
- 58 *Id.* at 87.
- 59 George L. Haskins, *LAW AND AUTHORITY IN EARLY MASSACHUSETTS*, 81 (1960).
- 60 Friedman, *supra* note 9, at 89.
- 61 MASS. CONST. Art.1 (1780), *reprinted* in MASS. GEN. STATS. 15 (1860).
- 62 Jennison v. Caldwell (1781), Records of the Supreme Judicial Court, case no. 153693, County Court House, Suffolk County, Boston, Mass.
- 63 Walker v. Jennison (1781), Records of the Supreme Judicial Court, case no. 153101, County Court House, Suffolk County, Boston, Mass.
- 64 Jennison, *supra* note 62.
- 65 Walker, *supra* note 63.
- 66 *Id.*
- 67 Jennison, *supra* note 62.
- 68 *Id.*
- 69 Act of Dec. 19, 1793, 1793 Ga. Acts 24.
- 70 Act of 1795, ch. 16, sec.1, 1795 N.C. Acts 79.
- 71 Act of Dec. 17, 1794, 1794 S.C. Acts & Resolutions 34.
- 72 Bush, *supra* note 23 at 423.
- 73 *Id.* at 423-24.
- 74 State v. Boon, 1 N.C.103, 108 (1801).
- 75 Bush, *supra* note 23 at 424.
- 76 A.E. Keir Nash, *Fairness and Formalism in the Trials of Blacks in the State Supreme Court of the Old South*, 56 Va. L. Rev. 64, 67 (1970).

- 77 Bush, *supra* note 23 at 424.
- 78 See, e.g., Smith v. Gould, 2 Ld. Raym. 1274, 1274-75, 92 Eng. Rep. 338 (Q.B. 1706).
- 79 Bush, *supra* note 23 at 429.
- 80 *Id.* at 429.
- 81 Jordan, *supra* note 39, at 85.
- 82 Bush, *supra* note 23, at 431.
- 83 *Id.* at 432.
- 84 *Id.* at 442.
- 85 *Id.*
- 86 例えば、前掲菊池5頁。
- 87 Bush, *supra* note 23, at 463-64.
- 88 *Id.* at 440-41.
- 89 *Id.* at 441.
- 90 Jordan, *supra* note 39, at 80-81.
- 91 J. H. Baker, *The Law Merchant and the Common Law before 1700*, 38 Cambridge L. J. 295, 309-20 (1979). この17世紀の時期にコモンローが新しい商取引の分野で重要な役割を担うことになってくる過程は、Samuel E. Throne, *Tudor Social Transformation and Legal Change*, 26 N. Y. U. L. Rev. 10, 19-21 (1951) が詳しい。
- 92 五十嵐武士・福井憲彦「アメリカとフランスの革命」(世界の歴史第21巻)37頁。
- 93 Gerald L. Neuman, *The Lost Century of American Immigration Law (1776-1875)*, 93 Colum. L. Rev. 1833, 1869 (1993).
- 94 奴隸制の法的根拠を国際慣習に求めることについては戦争による捕虜の奴隸化があろう。これは入植者と抗争状態が継続したアメリカインディアンについては該当可能があろうが、植民地における黒人奴隸については奴隸商人による売買がもたらすものであり、戦争捕虜とは無関係なものであり、国際法に奴隸制の根拠を求めるることはできないであろう。
- Bushは17世紀のZoucheによる国際法論文などを引用しながら検討を加えるが、ギリシャローマから十字軍の例示はあるものの、新大陸での奴隸について当時の国際法論文では戦争捕虜として扱われておらず、さらに、国際法上の自然法の観点からは奴隸がキリスト教徒だったことを考えれば、根拠とならないと結論づけている。(Bush, *supra* note 23 at 449-52.)
- 95 斎藤真「アメリカとは何か」94頁(1995年)。
- 96 Bush, *supra* note 23 at 425.
- 97 *Id.*
- 98 M. H. Hoeflich, *Symposium: Relationships Among Roman Law, Common Law, and Modern Civil Law*, 66 Tul. L. Rev. 1723, 1743 (1992).では、19世紀初頭の段階ではローマ法と大陸法の研究が都市において行われ、影響の程度は不明ながら高度な法文化の統合体を形成していったことが報告されている。
- 99 前掲小山125頁。
- 100 Williams v. Johnson, 30 Md. 500 (1869).
- 101 イギリス法の選択的継受については、「イギリスのコモンローがすべての点でアメリカの法であるとは考えてはならない。われわれの先祖たちはコモンローの一般原則を持ち込んだが…実情に合致するものののみ採用したのである」と、ストーリ(Story)裁判官が述べている。Van Ness v. Pacard, 27 U.S. (2 Pet) 137, 144 (1829).